# 安　全　管　理　規　程

令和８年７月１５日
ジャンボフェリー株式会社
＜特定旅客定期航路事業＞
庵治～大島航路

目　　次

第１章　総則
第２章　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
　第１節　基本的な方針に関する事項
　第２節　関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定めの遵守に関する事項
第３章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
　第１節　組織体制に関する事項
　第２節　勤務体制に関する事項
　第３節　経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項
　第４節　安全統括管理者の権限及び責務に関する事項
　第５節　運航管理者等の権限及び責務に関する事項
第４章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法
　第１節　輸送の安全に関する重要事項
　第２節　船舶の運航管理に関する事項
　第３節　作業に関する事項
　第４節　点検・整備に関する事項
第５章　事故・災害等の防止対策の検討及び実施並びに発生した場合の対応
第６章　教育及び訓練
第７章　内部監査等（事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事項）
第８章　雑則

（用語の定義）

この規程における用語の定義は、法令に定める意味のほか、次表に定めるところによる。

| 番号 | 用語 | 意義 |
|---|---|---|
| (1) | 経営の責任者 | 事業者において最高位で指揮し、経営の責任を負う者（最高経営責任者） |
| (2) | 安全管理体制 | 経営の責任者により、社内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態 |
| (3) | 安全方針 | 経営の責任者がリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための会社全体の意図及び方向性 |
| (4) | 安全重点施策 | 安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策 |
| (5) | 安全統括管理者 | 事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者 |
| (6) | 運航管理者 | 船舶の運航の管理に関する統括責任者 |
| (7) | 運航管理員 | 運航管理者以外の者で船舶の運航の管理に従事する者 |
| (8) | 従業者 | 安全管理規程に係る業務に従事する全ての者 |
| (9) | 陸上作業員 | 陸上において、旅客の整理、誘導、船舶の離着岸時の綱取り等の作業に従事する者 |
| (10) | 船内作業員 | 船舶上において、旅客の整理、誘導、船舶の離着岸時の綱取り等の作業に従事する者 |
| (11) | 運航計画 | 起終点、寄港地、航行経路、航海速力、運航回数、発着時刻、運航の時季等に関する計画 |
| (12) | 配船計画 | 運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠、予備船の投入等に関する計画 |
| (13) | 配乗計画 | 乗組員の編成、勤務割り等に関する計画 |
| (14) | 発航 | 現在の停泊場所を解らん又は抜錨して次の目的港への航海を開始すること |
| (15) | 基準経路 | 航行経路の基準となる経路（発着場の位置、針路、変針点等）を示すもの |
| (16) | 港内 | 港則法に定める港の区域内（港則法に定めのない港については港湾法の港湾区域内、港則法及び港湾法の適用のない港については社会通念上港として認められる区域内）。ただし、港域が広大であって船舶の運航に影響を与えるおそれのない港域を除く。 |
| (17) | 入港 | 港の区域内、港湾区域内等において、狭水路、関門等を通航して防波堤等の内部へ進航すること |
| (18) | 運航 | 「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」又は「入港（着岸）」を行うこと |
| (19) | 反転 | 目的港への航行の継続を中止し、発航港へ引返すこと |

| | | |
|---|---|---|
| (20) | 気象・海象・水象 | 風速(10分間の平均風速)、視程(目標を認めることができる最大距離。ただし、視程が方向によって異なるときは、その中の最小値をとる。)及び波高(隣り合った波の峰と谷との鉛直距離で波高の高いほうから順に全体の1/3の個数の波(例えば20分間で100個の波が観測されれば、大きいほうの33個の波)を選び、これらの波高を平均したもの) |
| (21) | 運航基準図 | 航行経路(起終点、寄港地、針路、変針点等)、標準運航時刻、航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面 |
| (22) | 船舶上 | 船舶の舷側より内側。ただし、舷てい、歩み板等船舶側から架設されたものがある場合はその先端までを含む。 |
| (23) | 陸上 | 船舶上以外の場所。ただし、陸上施設の区域内に限る。 |
| (24) | 危険物 | 危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物 |
| (25) | 陸上施設 | 岸壁(防舷設備を含む。)、人道橋、旅客待合室等船舶の係留、旅客の乗降等の用に供する施設 |

## 第1章　総則

(目的)

第1条　特定旅客定期航路事業の輸送の安全を確保するために、海上運送法に基づき、遵守すべき事項を安全管理規程(以下、「本規程」という。)に定める。

2　本規程の一部として運航基準、作業基準、事故処理基準その他基準等を定める。

(適用範囲)

第2条 特定旅客定期航路事業には、海上運送法に基づく事業計画に定める次の船舶を使用することとし、本規程を適用する。

| 船名 | しゃるまん | BARCA SOLARE | BARCA EOLICA | べんてん |
|---|---|---|---|---|
| 船舶番号 | 132476 | 第296-15837号 | 第293-29295号 | 第250-6416号 |
| 総トン数 | 90GT | 19GT | 19GT | 15.92GT |
| 航行区域 | 平水区域 | 平水区域 | 限定沿海区域 | 平水区域 |
| 旅客定員 | 150人 | 62人 | 90人 | 39人 |
| 乗組員の最小定員 | 3人 | 2人 | 2人 | 2人 |
| 船員の配乗 | ジャンボフェリー株式会社 | ジャンボフェリー株式会社 | ジャンボフェリー株式会社 | ジャンボフェリー株式会社 |
| 運航管理者 | | | | |

2　船舶運航事業に使用する次の営業所に本規程を適用する。

| 営業所名 | 神戸支店 | 高松支店 |
|---|---|---|
| 電話番号 | | |
| ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ | | |
| 所在地(市町村) | 兵庫県神戸市中央区新港町3−7 | 香川県高松市朝日町5−12−1 |
| 担当する区域 | 庵治〜大島航路 | 庵治〜大島航路 |

## 第２章　　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

### 第１節　基本的な方針に関する事項

（経営の責任者の主体的関与）

第３条　経営の責任者は、会社全体の安全管理体制を適切に運営し、船舶による輸送の安全確保のため、次に掲げる事項について主体的に関与するものとする。

(1)　関係法令及び本規程の遵守と安全最優先の原則の徹底
(2)　安全方針の設定
(3)　安全重点施策の策定及び確実な実行
(4)　重大な事故等に対する確実な対応
(5)　安全管理体制を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること
(6)　安全管理体制の見直し

（安全方針）

第４条　経営の責任者は、安全管理にかかわる当社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、当社内部へ周知する。

２　安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。

(1)　関係法令及び本規程の遵守と安全最優先の原則
(2)　安全管理体制の継続的改善

３　安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営の責任者の率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。

４　安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

### 第２節　関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定めの遵守に関する事項

（安全重点施策）

第５条　安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を作成し、実施する。

２　安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。

３　安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。

４　安全重点施策は、毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

## 第３章　　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

### 第１節　組織体制に関する事項

（組織体制）

第６条　次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築する。

| | | | |
|---|---|---|---|
| (1) | 神戸・高松支店 | 安全統括管理者 | １　人 |
| | | 運航管理者 | ３　人 |
| | | 運航管理員 | 若干人 |
| (2) | 大島青松園 | 運航管理員 | 若干人 |

２　前項に定める輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、次に従って組織図を作成する。

(1)　複数の運航管理者が選任されている営業所にあっては、担当する船舶等の職務分担を明確にしておくものとする。ただし、重要な事項については、安全統括管理者の指示をもって処理するものとする。
(2)　安全統括管理者が病気等を理由に不在となる場合や重大な事故、災害等に対応する場合についての職務分担及び指揮命令系統を明確にしておくものとする。

（安全統括管理者及び運航管理者等の選任及び解任）

第７条　次の基準により安全統括管理者及び運航管理者等を選任する。

(1)　安全統括管理者及び運航管理者は、海上運送法及び同法施行規則に定められた要件に適合する者から、経営の責任者が任命する。解任の場合もまた同様とする。
(2)　運航管理員を選任する場合にあっては、運航管理者の推薦により、経営の責任者が任命する。

2　安全統括管理者及び運航管理者が次のいずれかに該当したときは、速やかにその職を解任する。
(1)　安全統括管理者又は運航管理者が、海上運送法及び同法施行規則に定められた要件に適合しなくなったとき。
(2)　身体の故障その他やむを得ない事情により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
(3)　関係法令及び本規程等に違反するなどにより、その職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

3　前項の規定にかかわらず、国土交通大臣の解任命令を受けたときは、当該命令に従い、安全統括管理者又は運航管理者を即時に解任する。

4　安全統括管理者及び運航管理者を選任した日から 15 日以内に、管轄する地方運輸局等（以下、「所轄地方運輸局」という。）に届け出る。これを解任したときも同様とする。

## 第２節　　勤務体制に関する事項

（安全統括管理者の勤務体制）

第８条　安全統括管理者は、常時連絡できる体制で職務を執らなければならない。

2　安全統括管理者が災害、疾病その他やむを得ない事由により、その職務を執ることが困難となった場合は、原則、運航を停止する。ただし、前条第1項第1号の選任要件を満たす者から、新たな安全統括管理者を直ちに選任した場合は、その限りではない。

（運航管理者等の勤務体制）

第９条　運航管理者は、担当の船舶が旅客の輸送に従事している間は、第12条に規定する責務を果たすため、船員として船舶に乗り組んではならない。ただし、他の運航管理者にその職務を引き継いだ場合は、その限りではない。

2　運航管理者は、その職務を行っている間に事務所を離れるときは、陸上の運航管理員にその職務を補佐させることとし、かつ、連絡体制を確保する。ただし、運航管理員に補佐させた業務の範囲についても、その責任を持たなければならない。

3　運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ次席運航管理者、三席運航管理者にその職務を引き継いでおくものとする。

## 第３節　　経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項

（経営の責任者の責務）

第１０条　経営の責任者は、確固たる安全管理体制の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、本規程に掲げる事項について、確実に実施する。

2　経営の責任者は、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

3　経営の責任者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者及び運航管理者にその責務を遂行するために必要な権限を与えなければならない。

4　経営の責任者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見及び運航管理者の助言を尊重しなければならない。

## 第４節　　安全統括管理者の権限及び責務に関する事項

（安全統括管理者の権限及び責務）

第１１条　安全統括管理者の権限及び責務は、次のとおりとする。
(1)　従業者に対し、輸送の安全の確保と関係法令及び本規程の遵守が最も重要であるという意識を徹底させること。
(2)　海上運送法及び同法施行規則に基づき、船舶運航にかかる事業計画を策定及び変更する

こと。
(3) 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針を決定し、その実施の状況を記録し、及び周知すること。
(4) 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制を整備し、維持すること。
(5) 総トン数 20 トン未満の船舶（以下、「小型船舶」という。）に船長として乗船しようとする者が、関係法令に基づき求められる資格を有し、かつ、必要な教育訓練を修了していることを確認すること。
(6) 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の状況に関する文書を適切に整備し、管理を行うこと。
(7) 輸送の安全を確保するための情報の伝達及び共有体制を構築し、実効性を確保すること。
(8) 関係法令及び本規程並びに事業計画等に基づく輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営の責任者に報告すること。
(9) 経営の責任者に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善について意見を述べるとともに、必要な改善措置を講じるよう進言すること。
(10) 事故の再発防止及び事故処理の改善方針を検討し、実行すること。
(11) 運航管理者が誠実に職務及び権限を行使できるよう、運航管理者を統括管理すること。
(12) 従業者が関係法令及び本規程を遵守し、輸送の安全を確保するために必要な教育及び訓練を実施するための計画を作成し、計画に従って確実に実施すること。
(13) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

## 第５節　運航管理者等の権限及び責務に関する事項

（運航管理者の権限及び責務）
第１２条　運航管理者の権限及び責務は、次のとおりとする。
(1) 船舶の運航に関する計画（運航計画、配船計画及び配乗計画をいう。）を策定すること。
(2) 前号の計画に基づき、担当船舶の船長に対し、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶運航事業における船舶の利用（又は使用）に関する必要な指示をすること。
(3) 第１号の計画に基づく船舶運航の安全を確保するため、必要な人員を配置し、関係法令及び本規程に基づき作業を行わせるよう、指揮及び指導をすること。
(4) 定点連絡その他の方法により、運航中の担当船舶の動静を把握すること。
(5) 担当船舶に危険を及ぼさないよう、気象・海象・水象その他の事情を勘案し、又は運航基準の運航中止条件に従い、担当船舶に係る第１号の計画変更又は船舶運航の中止（第２号の船舶の利用に関する取消しを含む）を決定し、それを船長に指示すること。
(6) 船舶その他の輸送施設の点検及び整備を確実に実施し、輸送の安全に支障が生ずるおそれがある船舶その他の輸送施設を使用しないこと。
(7) 従業者に対し、健康状態（酒気帯びの有無を含む。）その他の理由により安全に業務が遂行することができないおそれの有無を確認すること。
(8) 事故の発生に関する情報の伝達及び共有並びに人命、積荷及び船舶の救助等に関する措置を行うこと。
(9) 輸送の安全に関する業務の実施状況について、正確に記録し、備置し、保存すること。
(10) その他、第４章、第５章及び第６章に定める業務に関すること。
(11) 運航管理者が病気、出張、旅行、休暇等により対応が遅れる場合、会社が定めた次席運航管理者が対応し、次席運航管理者も対応できないときは、三席運航管理者が対応する。

（運航管理員の権限）
第１３条　運航管理員は、運航管理者の指示により、運航管理者の行う業務の補佐を行うものとする。

（船長の権限）
第１４条　船長は、第１２条の規定にかかわらず、自らが指揮する船舶の運航の中止、避航その他航海の安全を確保するために必要な措置を即時に実施する権限を有する。

## 第４章　　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

### 第１節　　輸送の安全に関する重要事項

（輸送の安全を確保するにあたっての基本的態度）

第１５条　輸送の安全を確保するため、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

(1)　人命の安全の確保を最優先とすること。

(2)　事態を楽観視せず、常に最悪の事態を念頭におき対応すること。

(3)　輸送の安全を確保するため、とりうるあらゆる措置を講ずること。

(4)　輸送の安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に共有及び伝達すること。

(5)　輸送の安全に関する連絡通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理すること。

### 第２節　　船舶の運航管理に関する事項

（運航計画の策定）

第１６条　運航管理者は、運航計画及び運航基準図を策定する。

２　運航計画は、次に掲げる事項について、安全性を検討して策定する。

(1)　航行経路

(2)　運航スケジュール（航行経路における発着時刻を示したものをいう。）

(3)　時季により前各号の内容が異なる場合は時季別に示したもの

３　前項の運航計画は、事業計画に適合するとともに、輸送の安全を確保するため欠かすことができない作業等（船舶の点検整備、乗組員の教育・訓練及び休息等）に必要な時間を、十分に確保できるものであること。

４　運航管理者は、運航計画に基づき、担当船舶に係る航路及び船舶ごとに運航基準図を作成する。

５　運航基準図の要件は、運航基準に定めるところによる。

６　運航管理者は、船舶及び営業所に運航計画及び運航基準図を備え置き、かつ、営業所において、計画が使用されなくなった日から１年間保存する。

（配船計画の策定）

第１７条　運航管理者は、運航計画に基づき、安全性を検討して配船計画を策定する。

２　配船計画は、次に該当する船舶を使用しないものであること。

(1)　船舶安全法に違反するもの。

(2)　事業計画に基づく各施設・設備に係る輸送の安全を確保するための全ての条件（岸壁強度、水深、乗下船設備その他の陸上施設等の使用条件など日々変化する条件を含む）に適合していないもの。

３　配船計画は、月、年又は時季を単位として策定すること。

４　運航管理者は、営業所に配船計画を備え置き、かつ、計画が使用されなくなった日から１年間保存する。

５　運航管理者は、配船計画に基づき、担当船舶の船長に対し、航路の決定その他の船舶の利用に関し必要な事項を指示する。

（配乗計画の策定）

第１８条　運航管理者は、安全性を検討して配乗計画を策定する。

２　配乗計画は、次に掲げる事項に適合していること。

(1)　労働時間、休日及び休暇は、法令に違反していないこと。

(2)　関係法令に基づく資格・定員の基準を満たすものであること。

(3)　船舶検査証書に定められた定員を超過していないこと。

(4)　避難港に近接する航路に従事する船舶の乗組員には、第35条第４号に基づく教育訓練を修了した者を配置するものであること。

(5)　前号に定めるもののほか、第 35 条各号に定める教育・訓練を修了した者を配置するもの

であること。
(6)　雇用契約（又は雇入契約）の内容に反するものでないこと。
3　運航管理者は、配乗計画に従って乗組員を配置する。
4　運航管理者は、営業所に配乗計画を備え置き、かつ、計画が使用されなくなった日から１年間保存する。

（輸送の安全に支障が生ずるおそれのある船舶その他の輸送施設に対する措置）
第１９条　安全統括管理者は、輸送の安全に支障が生ずるおそれのある船舶その他の輸送施設については、次のとおり対応する。
(1)　異常が確認された船舶又は乗降施設（付属設備及び機能を含む）は、直ちに、輸送の安全を確保するために必要な措置をとる。
(2)　船舶安全法に抵触するおそれのある船舶は、直ちに船舶検査官等に確認を求める。

（運航の可否判断）
第２０条　運航管理者は、運航基準に従って運航の可否判断を行い、かつ、運航基準に定める運航中止条件に該当することを確認したときは、直ちに、担当船舶の発航中止又は航行中止を決定するとともに、担当船舶の船長その他の従業者に対し、輸送の安全を確保するための必要な指示をしなければならない。
2　従業者は、前項の指示に従わなければならない。
3　運航可否判断に必要な手順、船長に指示すべき内容その他の取扱いは、運航基準に定めるところによる。

（船長が講じる旅客の安全確保措置）
第２１条　船長は、前条にかかわらず、船舶の航行に危険を及ぼすおそれがあると判断したときは、運航の中止、反転、避難、臨時寄港その他の旅客の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。
2　従業者は、船長が前項の措置を講じることができるよう、必要な支援を講じなければならない。

（運航に必要な情報の収集及び伝達）
第２２条　運航管理者は、担当船舶に係る次に掲げる事項を、当該船舶の船長に連絡しなければならない。
(1)　航行する海域・水域（運航基準で定める地点を含む）の気象・海象・水象に関する情報
(2)　担当船舶の航海に影響を及ぼすおそれがある特殊な事象が発生した場合は、その状況
(3)　使用できない陸上施設が発生した場合は、その状況及び対応措置
(4)　水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
(5)　発航前に、旅客数及び危険物の搭載予定がある場合は、その内容
(6)　その他、航行の安全の確保のために必要な事項

（船長からの連絡）
第２３条　船長は、次に掲げる場合には、その内容を運航管理者に連絡しなければならない。
(1)　発航前検査を終えたときは、完了日時及びその結果
(2)　運航基準に定める定点連絡地点を通過したときは、通過地点名、通過時刻その他運航管理に必要と認める事項
(3)　運航基準に定める入港連絡時期となったときは、入港予定時刻その他援助が必要な事項
(4)　発航又は着岸したときは、その時刻
(5)　事故処理基準に定める事故が発生したときは、発生時刻及び事故の概要
(6)　前条により連絡のあった情報が実際と異なるときは、その状況
(7)　船舶の航行に危険を及ぼすおそれがあると判断したときは、その時刻及び予定する措置

の概要
(8)　障害物（浮遊物）及び鯨類の目撃に関する情報
2　運航管理者は、船長より前項第１号から第４号に定める連絡がないときは、自ら船長に連絡し、その事実関係を把握しなければならない。

（運航管理に関する記録）
第２４条　運航管理者は、担当船舶に係る次の事項を運航管理表に記録しなければならない。
(1)　第 20 条に定める運航の可否判断の日時、運航中止条件に係る気象・海象・水象に関する情報並びに講じた措置及び理由
(2)　前条第１項各号に定める船長からの連絡内容
(3)　乗下船した旅客の数並びに積込み及び陸揚げした貨物（危険物を含む。）の数量
2　運航管理者は、運航管理表を、最後に記録された日から１年間、営業所に備え置くものとする。

（運航管理者による船舶運航の安全確保措置）
第２５条　運航管理者は、担当船舶が旅客の輸送に従事するときは、次の事項を確保しなければならない。
(1)　有効な船舶検査証書その他の法定書類が、備え置かれていること。
(2)　就航する航路の運航基準図が、船舶及び営業所に備え置かれていること。
(3)　運航基準に従って、発航前検査が適切に実施され、かつ、その結果が記録されるとともに、航海に支障があるときその他航海に必要な準備が整っていないときは、船舶を使用しないこと。
(4)　運航基準に従って、陸上施設の点検を適切に実施し、その結果を記録するとともに、異常があるときは、陸上施設を使用又は利用していないこと。
(5)　従業者の健康状態を把握し、安全に業務を遂行することができないおそれのある従業者が、業務を行っていないこと。
(6)　運航基準に従って、乗組員に対するアルコール検査を適切に実施し、その結果を記録するとともに、呼気１リットル中のアルコール濃度が 0.15 mg以上である間、当直をさせないこと。
(7)　従業者が作業基準を遵守していること。
(8)　船舶検査証書に定められた最大搭載人員を超過していないこと。
(9)　運航基準に従って、救命胴衣の格納場所及び着用方法並びに避難の要領その他、旅客が遵守すべき事項及び注意すべき事項が、旅客に周知徹底されていること。
(10)　運航基準に従って、旅客に救命胴衣を着用させること。
(11)　運航基準に従って、船内巡視が適切に実施され、その結果が記録されるとともに、異常があるときは、対応措置を講じていること。
(12)　輸送の安全を確保するためにやむを得ない場合を除き、運航基準図に従って運航すること。

## 第３節　　作業に関する事項

（作業の体制）
第２６条　運航管理者は、船舶に乗り組んでいない従業者の中から陸上作業員を指名するとともに、陸上作業員の配置を定めなければならない。
2　運航管理者は、担当船舶の乗組員の配置体制を把握するものとする。
3　運航管理者は、輸送の安全を確保するため、乗組員と陸上作業員とが緊密に連携するために必要な措置を講じるものとする。
4　陸上作業員の具体的配置、作業体制その他の取扱いは、作業基準に定めるところによる。

（旅客の乗下船等）

第２７条　旅客の乗船及び下船並びに船舶の離着桟時の作業については、作業基準に定めるところにより実施する。

（危険物等の取扱い）
第２８条　危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところにより実施する。

## 第４節　　点検・整備に関する事項

（船舶その他の輸送施設の整備に関する計画）
第２９条　安全統括管理者は、船舶の安全運航に支障を生じさせないよう整備計画を策定する。
２　整備計画は、次に掲げる事項に適合していること。
⑴　法令で定める船舶の要件を満たし、それを維持するものであること
⑵　事業で使用・利用する全ての輸送施設が、使用に耐える状態を維持するものであること
⑶　機械、設備その他の装置等については、製造者等が示す部品の交換時期・手順等が考慮されているものであること
⑷　過去の故障その他の不具合と同様の事案を生じさせないよう、見直されているものであること
⑸　整備の行為者・責任者又は委託先並びに実施時期及び実施場所が、具体的に定められていること
３　安全統括管理者及び運航管理者は、整備計画に基づく整備が実施できるよう、統括管理するものとする。

（船舶その他の輸送施設の点検・管理）
第３０条　安全統括管理者及び運航管理者は、各種点検結果を管理し、必要に応じて追加の点検を指示するとともに、異常のある箇所が修復されるまでの間、使用されないように監督する。

## 第５章　　事故・災害等の防止対策の検討及び実施並びに発生した場合の対応

（事故・災害等の把握及び報告）
第３１条　船舶の事故・災害の発生を常時把握できる連絡体制を構築する。
２　船長は、自船に事故・災害等が発生したときは、海上保安官署等への救助要請、遭難通信（遭難信号）又は緊急通信など必要な措置を講じるとともに、直ちに、運航管理者に連絡する。
３　運航管理者は、担当船舶の事故・災害等の発生を把握したときは、速やかに、安全統括管理者、海上保安官署等、所轄地方運輸局その他必要な者に連絡する。
４　安全統括管理者は、船舶の事故・災害等の発生を把握したときは、速やかに、経営の責任者に連絡する。
５　連絡すべき事故等の範囲及び前各項のほか、連絡すべき内容、連絡先その他の取扱い等については、事故処理基準に定めるところによる。

（事故対応）
第３２条　人命の安全の確保を最優先として、すべての業務に優先して、事故対応業務を行う。
２　運航管理者及び船長は、事故処理基準に従い、旅客の安全、船体の保全のために必要な措置を講じる。
３　経営の責任者及び安全統括管理者は、事故の状況、被害規模等を把握・分析し、必要な対応措置を講じること。

（事故の再発防止及び事故処理の改善方針）
第３３条　安全統括管理者は、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発防止及び事故処理の改善方針をとりまとめ、経営の責任者に意見を申し出ること。
２　経営の責任者は、前項の意見を踏まえ、事故の再発防止及び事故処理の改善方針を決定す

ること。
3　安全統括管理者は、前項により決定された事故の再発防止及び事故処理の改善方針を直ちに実行すること。
4　その他本条の措置をとるために必要な取扱いは、事故処理基準に定めるところによる。

（感染症対策）
第３４条　安全統括管理者等は、関係法令、マニュアル等に基づき、感染症の発生及びまん延の予防措置、感染症が発生又は発生したおそれがあるときの非常連絡の方法その他感染症の対策に必要な措置を講じることとする。

## 第６章　　教育及び訓練

（教育・訓練計画）
第３５条　安全統括管理者は、次の各号に掲げる事項について、同号に掲げる時期に実施するものとして、教育・訓練計画を策定する。これを変更するときも同様とする。
⑴ 関係法令及び本規程を従業者に遵守させるために必要な教育・訓練
　本規程に基づく業務に従事する前まで及び年１回以上
⑵ 事故・災害等の発生の原因に関係する従業者に対する再発防止のための教育・訓練
　事故・災害等の発生後から業務に復帰する前まで
⑶ ⑵以外の場合であって、関係法令及び本規程を遵守できなかった従業者に対する教育
　遵守できなかった事実から１月以内
⑷ 避難港に近接する航路に従事する船舶の乗組員に対する教育・訓練
　当該乗組員が当該船舶に乗船する前まで
⑸ 船員法第14条の３第２項に基づく操練　法令に適合する時期
⑹ 船員法第118条の２又は第118条の３の規定による旅客船の乗組員に対する教育・訓練
　当該乗組員が乗船する前及び教育・訓練後５年を超えない期間（船員法第118条の2）
　当該乗組員が乗船する前及び教育・訓練後２年を超えない期間（船員法第118条の3）
⑺ 小型船舶の乗組員に対する船員法第118条の４又は第118条の５第１項の規定による特定教育・訓練
　当該乗組員が小型船舶に乗船する前まで
⑻ 事故が発生した場合を想定した事故処理組織による全社的な実践訓練
　年1回以上

（教育・訓練の実施）
第３６条　安全統括管理者及び運航管理者は、前条の計画に従って教育・訓練を実施するとともに、その内容が従業者に定着するよう、周知徹底を図らなければならない。

（教育・訓練の記録等）
第３７条　安全統括管理者及び運航管理者は、教育・訓練の実施日時、実施場所、責任者、修了者、その実施内容が記録された教育・訓練記録簿を作成し、かつ、勤務場所において、３年間保存しなければならない。なお、第３５条第５号については、保存期間を５年とする。

## 第７章　　内部監査等（事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事項）

（内部監査の実施）
第３８条　　安全統括管理者は、少なくとも年1回、輸送の安全に関する内部監査を実施しなければならない。

（内部監査結果に基づく措置等）
第３９条　　安全統括管理者は、前条の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営の責任者に報告するものとする。

第４０条　　経営の責任者は、前条による安全統括管理者の報告があったときは、輸送の安全の

確保のために必要な是正措置又は予防措置を決定し、かつ、これを実施するものとする。

（内部監査の記録等）

第４１条　安全統括管理者は、前３条の内部監査の実施状況及びその措置を確認するため、内部監査に係る記録を作成し、かつ、自らの勤務場所において、３年間保存する。

（安全管理体制の評価及び見直し・改善）

第４２条　経営の責任者は、少なくとも年に１回、安全管理体制全体の構築・改善の状況を振り返り、総括し、それら安全管理体制が適切かつ有効に機能していることを評価し、必要に応じて、見直し・改善を行うものとする。

２　安全統括管理者は、安全管理体制の評価及び見直し・改善に係る記録を作成し、かつ、自らの勤務場所において、３年間保存する。

## 第８章　雑則

（輸送の安全に関わる情報の公表）

第４３条　安全統括管理者は、次に掲げる輸送の安全に関わる情報をインターネットの利用その他の適切な方法により、公表する。

⑴　輸送の安全に関する基本的な方針
⑵　輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況
⑶　安全管理規程
⑷　安全統括管理者に係る情報（氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができる情報は公表しない）
⑸　運航管理者に係る情報（氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができる情報は公表しない）

２　安全統括管理者は、毎事業年度の経過後100日以内に、次に掲げる輸送の安全に関わる情報をインターネットの利用その他の適切な方法により、公表する。この場合において、会社は、遅滞なく、その内容を所轄地方運輸局に報告する。

⑴　事業の用に供する船舶に係る情報
⑵　事業の用に供する船舶の事故に係る情報

３　安全統括管理者は、法に基づく処分を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

（安全管理規程の見直し）

第４４条　安全管理規程を変更するときは、当該変更後の安全管理規程に基づく事業を開始する日までに、所轄地方運輸局に届け出るものとする。

（安全管理規程の備置き）

第４５条　安全統括管理者は、第２条の船舶及び営業所並びに同船舶の運航に関する業務に従事する者が配置される場所に、安全管理規程を容易に閲覧できるよう備え置くものとする。

附　則

この規程は、平成２７年１０月２６日より実施する。
この規程は、令和　元年１２月　３日より実施する。
この規程は、令和　７年　６月１５日より実施する。
この規程は、令和　８年　７月１５日より実施する。

# 運　航　基　準

令和８年７月１５日
ジャンボフェリー株式会社
＜特定旅客定期航路事業＞
庵治～大島航路

目　　次

第１章　総則
第２章　運航中止条件
第３章　運航の管理

## 第１章　　総則

（目的）

第１条　この基準は、安全管理規程に基づき、庵治～大島航路の船舶の運航管理に関する事項に係る基準を明確にし、もって輸送の安全を確保することを目的とする。

## 第２章　　運航中止条件

（発航中止条件等）

第２条　発航前に運航を中止すべき条件は、発航地港内及び航行予定の海域上の気象・海象・水象（風速、視程及び波高）に関する情報や予報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

| 港・地点名 | 発航中止条件 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 対象船舶 | 風速 | 波高 | 視程 |
| 庵治港 | 全船 | １０m/s 以上 | １．０m以上 | ５００m以下 |
| 大島港 | BARCA SOLARE<br>BARCA EOLICA<br>べんてん | １０m/s 以上 | １．０m以上 | ５００m以下 |
| | しゃるまん | １３m/s 以上 | | |
| 庵治水道海域上 | 全船 | １３m/s 以上 | １．５m以上 | ５００m以下 |

※大島港においては全船、浮桟橋と固定桟橋に適用するが、「しゃるまん」使用時における風速１０m/ｓ以上の場合は固定桟橋のみを使用するものとする。

２　運航管理者は、担当船舶の発航予定時刻の60分前時点及び発航予定時刻の１分前時点に、前項の気象・海象に関する情報や予報について、次に掲げるとおり入手する。

| 港・地点名 | 情報の入手元 | | |
|---|---|---|---|
| | 風速 | 波高 | 視程 |
| 庵治港 | 海の安全情報<br>庵治事務所 | 海の安全情報<br>庵治事務所 | 海の安全情報<br>庵治事務所 |
| 大島港 | 海の安全情報<br>大島青松園 | 海の安全情報<br>大島青松園 | 海の安全情報<br>大島青松園 |
| 庵治水道海域上 | 海の安全情報<br>備讃瀬戸海上交通センター | 海の安全情報<br>備讃瀬戸海上交通センター | 海の安全情報<br>備讃瀬戸海上交通センター |

３　運航管理者は、第１項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、担当船舶の発航中止を決定し、担当船舶の船長に対し、旅客の下船その他の適切な措置をとることを指示する。

４　運航管理者は、第２項により入手した気象・海象に関する情報や予報のほか、自社が地域旅客船安全協議会に加盟している場合、同協議会の会員又は構成員からの意見により、発航を中止すべき事実を把握したときは、発航を中止する。

５　船長は、第３項の運航管理者からの発航の中止に関する指示命令の有無にかかわらず、自らが指揮する船舶の発航の中止を決定することができる。

（航行中止条件等）

第３条　航行中に運航を中止すべき条件は、航行予定の海域上の気象・海象・水象に関する情報や予報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

| 地点名 | 航行中止条件 | | |
|---|---|---|---|
| | 風速 | 波高 | 視程 |
| 庵治水道海域上 | 13m/s 以上<br>（船首尾方向の風を除く） | 1.5m以上 | 500m 以下 |

２　運航管理者は、担当船舶の航行中、常時、前項の気象・海象・水象に関する情報や予報について、次に掲げるとおり入手すること。

| 地点名 | 情報の入手元 | | |
|---|---|---|---|
| | 風速 | 波高 | 視程 |
| 庵治水道海域上 | 海の安全情報<br>備讃瀬戸海上交通センター | 海の安全情報<br>備讃瀬戸海上交通センター | 海の安全情報<br>備讃瀬戸海上交通センター |

３　運航管理者は、第１項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、担当船舶の航行中止を決定し、担当船舶の船長に対し、反転、避難、臨時寄港その他の適切な措置をとることを指示する。

４　運航管理者は、第２項により入手した気象・海象・水象に関する情報や予報のほか、自社が地域旅客船安全協議会に加盟している場合、同協議会の会員又は構成員からの意見により、航行を中止すべき事実を把握したときは、航行を中止する。

５　運航管理者は、第３項の避難を直ちに行うため、あらかじめ選定した避難地について、海図、係留施設、港湾工事の状況、漁具の設置状況、気象・海象・水象のデータ等の資料を収集し、船舶その他必要な箇所に備付ける。

（１）庵治沖

（２）高松港沖

６　運航管理者は、避難後、船長に対し直ちに避難位置、避難方法、付近の気象・海象・水象、他船の停泊状況等を確認し、その後30分毎に、その状況の変化を確認すること。

７　船長は、第３項の運航管理者からの船舶運航の中止に関する指示命令の有無にかかわらず、自らが指揮する船舶の運航の中止を決定することができる。

（入港中止条件等）

第４条　航行中に入港を中止すべき条件は、入港予定港内の気象・海象・水象に関する情報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

| 港・地点名 | 入港中止条件 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 対象船舶 | 風速 | 波高 | 視程 |
| 庵治港 | 全船 | １０m/s 以上 | １．０m以上 | ５００m以下 |
| 大島港 | BARCA SOLARE<br>BARCA EOLICA<br>べんてん | １０m/s 以上 | １．０m以上 | ５００m以下 |
| | しゃるまん | １３m/s 以上 | | |

※大島港においては全船、浮桟橋と固定桟橋に適用するが、「しゃるまん」使用時における風速１０m/ｓ以上の場合は固定桟橋のみを使用するものとする。

2　運航管理者は、航行中の担当船舶の入港予定時刻60分前時点に、前項の気象・海象・水象に関する情報について、次に掲げるとおり入手すること。

| 港・地点名 | 情報の入手元 | | |
|---|---|---|---|
| | 風速 | 波高 | 視程 |
| 庵治港 | 庵治事務所 | 庵治事務所 | 庵治事務所 |
| 大島港 | 大島青松園 | 大島青松園 | 大島青松園 |

3　運航管理者は、第１項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、担当船舶の入港中止を決定し、担当船舶の船長に対し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとることを指示する。

4　運航管理者は、第２項により入手した気象・海象・水象に関する情報や予報のほか、自社が地域旅客船安全協議会に加盟している場合、同協議会の会員又は構成員からの意見により、入港を中止すべき事実を把握したときは、入港を中止する。

5　船長は、第３項の運航管理者からの入港の中止に関する指示命令の有無にかかわらず、自らが指揮する船舶の入港の中止を決定することができる。

（運航の可否判断等の手順図）

第５条　本章各条に規定する運航の可否判断の手順をまとめた図は別紙のとおりとする。

## 第３章　　運航の管理

（運航基準図等）

第６条　運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

(1)　起点、終点及び寄港地の位置並びにこれらの相互間の距離
(2)　航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
(3)　標準運航時刻（起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻）
(4)　船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
(5)　通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
(6)　船長が運航管理者と連絡をとるべき地点
(7)　航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
(8)　航行する海域において避難港を設定しているときは、その位置
(9)　鯨類が頻繁に出没する（目撃される）ため、減速、回避すべき海域
(10)　その他航行の安全を確保するために必要な事項

2　船長は、基準経路、第３条第１項の海域、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

（基準経路）

第７条　基準経路は、運航基準図に記載のとおり常用基準経路とする。

2　基準経路の使用基準は次表のとおりとする。

| 名称 | 使用基準 |
|---|---|
| 常用基準経路 | 周年 |

3　運航管理者は、前項の使用基準を遵守するとともに、担当船舶の船長に対し、必要な事項を指示すること。

（速力基準等）

第８条　速力基準は、次表のとおりとする。

べんてん旅客船

| 区　分 | 速力区分 | 速　　力 | 機関回転数 |
|---|---|---|---|
| 港 | 最微速 | ４．０ ﾉｯﾄ | ７００ |
| | 微　速 | １２．１ ﾉｯﾄ | １，６４８ |
| 内 | 半　速 | １６．１７ ﾉｯﾄ | ２，０７６ |
| 港 | 微　速 | １２．１ ﾉｯﾄ | １，６４８ |
| | 半　速 | １６．１７ ﾉｯﾄ | ２，０７６ |
| 外 | 全　速 | １９．２１ ﾉｯﾄ | ２，３７７ |
| 航海速力 | | １９．０ノット | ２，３００ |

BARCA SOLARE・BARCA EOLICA 旅客船

| 区　分 | 速力区分 | 速　　力 | 機関回転数 |
|---|---|---|---|
| 港 | 最微速 | ４．０ ﾉｯﾄ | ４５０ |
| | 微　速 | ８．５ ﾉｯﾄ | ５５０ |
| 内 | 半　速 | １２．５ ﾉｯﾄ | １，２００ |
| 港 | 微　速 | ８．５ ﾉｯﾄ | ５５０ |
| | 半　速 | １２．５ ﾉｯﾄ | １，２００ |
| 外 | 全　速 | ２５．０ ﾉｯﾄ | １，７００ |
| 航海速力 | | １９．０ノット | １，５００ |

しゃるまん旅客船

| 区　分 | 速力区分 | 速　　力 | 機関回転数 |
|---|---|---|---|
| 港 | 最微速 | ８．５８ノット | ５５０ |
| | 微　速 | １２．５ノット | ９００ |
| 内 | 半　速 | ２１．４２ノット | １，４６８ |
| 港 | 微　速 | １２．５ノット | ９００ |
| | 半　速 | ２１．４２ノット | １，４６８ |
| 外 | 全　速 | ２８．２７ノット | １，８５０ |
| 航海速力 | | １９．０ノット | １，４００ |

２　船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

３　船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

（航海当直配置等）

第９条　船長は、次の配置を定め、運航管理者に報告する。変更する場合も同様とする。

(1)　出入港配置（狭視界出入港配置を含む）
(2)　通常航海当直配置
(3)　狭視界航海当直配置
(4)　荒天航海当直配置
(5)　狭水道航行配置

（船長が甲板上の指揮をとるべき海域等）
第１０条　船長は、法令に定めるとき及び次に掲げる海域を航行するときは、甲板にあって自ら船舶を指揮しなければならない。
(1)　出入港時
(2)　その他船長が必要とする海域

（特定航法）
第１１条　削除

（連絡方法）
第１２条　船長と当該船舶を担当する運航管理者との連絡は、次の方法による。

| | 区分 | 連絡先 | 連絡方法 |
|---|---|---|---|
| (1) | 通常の場合 | 本社・大島青松園・庵治事務所 | IP無線、衛星電話、FAX<br>携帯電話 |
| (2) | 緊急の場合 | 本社・大島青松園・庵治事務所 | IP無線、衛星電話、FAX<br>携帯電話 |

（定点連絡）
第１３条　削除

（入港連絡等）
第１４条　船長は、船舶の着桟予定時刻に著しい変動があるとき、又は必要とする事項があるときは、着桟地の運航管理者に次の事項を連絡しなければならない。
２　前項の連絡を受けた運航管理者は、船長に次の事項を連絡する。
(1)　着岸岸壁の指定
(2)　着岸岸壁の使用船舶の有無
(3)　着岸岸壁付近の停泊船舶及び航行船舶の状況
(4)　岸壁付近の風向、風速、視程、波浪（風浪、うねりの方向、波高）及び潮流（流向、流速）
(5)　その他操船上の参考となる事項

（曳船の使用基準）
第１５条　削除

（発航前検査）
第１６条　発航前検査の内容は、次に掲げる事項とする。
(1)　船体、機関及び排水設備、操舵設備、係船設備、揚錨設備、救命設備、無線設備その他の設備が整備されていること。
(2)　積載物の積付けが船舶の安定性を損なう状況にないこと。
(3)　喫水の状況から判断して船舶の安全性が保たれていること。
(4)　燃料、食料、清水、医薬品、船用品その他の航海に必要な物品が積み込まれていること。
(5)　水路図誌その他の航海に必要な図誌が整備されていること。
(6)　気象・海象・水象情報、水路通報その他の航海に必要な情報が収集されており、それらの

情報から判断して航海に支障がないこと。
(7)　航海に必要な員数の乗組員が乗り組んでおり、かつ、それらの乗組員の健康状態が良好であること。
(8)　その他航海を支障なく成就するため必要な準備が整っていること。
2　前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、当該事項については、検査を行わないことができる。
(1)　当該発航の前12時間以内に前項第１号に掲げる事項のうち操舵設備に係る事項について発航前の検査をしたとき
(2)　当該発航の前24時間以内に前項第１号（操舵設備に係る事項を除く。）、第４号及び第５号に掲げる事項について発航前の検査をしたとき
3　船長は、第１項の検査を行ったときは、次に掲げる事項を発航前検査記録簿に記録し、運航管理者に報告すること。
(1)　検査日時、検査内容及び検査結果
(2)　部署別に検査を行った者
(3)　異常を発見したときの措置
(4)　その他必要な事項
4　運航管理者は、前項の発航前検査記録簿を１年間保存すること。

（陸上施設の点検）
第１７条　運航管理者は、陸上施設点検簿に基づいて、運航日毎に、係留施設（浮桟橋、岸壁、ビット、防舷材等）、乗降用施設（タラップ等）、転落防止施設（ハンドレール、チェーン等）等について、点検すること。
2　運航管理者は、前項の点検により異常があるときは、直ちに修復の措置を講じること。なお、当該施設が港湾管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知して、その修復整備を求めるものとする。
3　運航管理者は、第１項の点検を行ったときは、次に掲げる事項を陸上施設点検簿に記録し、所属する営業所に１年間保存すること。
(1)　点検日時、点検内容及び点検結果
(2)　点検を行った者
(3)　異常を発見したときの措置
(4)　その他必要な事項

（アルコール検査の実施）
第１８条　安全統括管理者及び運航管理者は、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコール濃度を測定し、数値で表示できる性能を有する機器）を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。
2　乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気１リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施してはならない。
3　船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気１リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施させてはならない。
4　アルコール検査は、アルコール検知器を用いて、乗組員が航海当直に従事する前に、検査を受ける者以外の確認のもとで行うこと。
5　運航管理者は、検査を行ったときは、次に掲げる事項をアルコール検査記録簿（クラウド上）に記録し、所属する営業所に１年間保存すること。
(1)　検査日時及び検査結果
(2)　被検査者の氏名
(3)　運航管理者によるクラウド上での確認結果
(4)　その他必要な事項

（乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知）

第１９条　運航管理者は、乗船する旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示は旅客待合所とする。

（遵守事項等の掲示事項）

(1)　旅客は、乗下船時、係員の誘導に従うこと。

(2) 客室における喫煙その他の火気の取扱いは禁止されていること。

(3) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。

(4) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。

(5) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。(臨時に周知事項が生じた場合の当該事項を含む。)

（乗船旅客に対する遵守事項等の周知）

第２０条　船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

(1)　旅客の禁止行為事項

(2)　救命胴衣の格納場所及び着用方法

(3)　非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）

(4)　病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報

(5)　その他、旅客の遵守すべき事項

①下船及び非常の際は、係員の指示に従うこと。

②航海中、許可なく操舵室に立入らないこと。

（旅客に対する救命胴衣の着用に関する指示）

第２１条　船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し次に掲げる措置を講じさせること。

(1)　旅客が暴露甲板に乗船している場合は、救命胴衣を着用させること。

(2)　12歳未満の小児が船室外に乗船している場合は、救命胴衣を着用させること。

(3)　気象・海象・水象の悪化、事故が発生したとき等、旅客の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。

２　前項の規定は、次に掲げる者には適用しない。ただし、旅客の安全確保のために必要と判断された場合は必要な措置を講じること。

(1)　負傷若しくは障害のため又は妊娠中であることにより救命胴衣を着用することが療育上又は健康保持上適当でない者。

(2)　著しく体型が大きいことその他の身体の状態により適切に救命胴衣を着用できない者。

(3)　大人が保護及び監督している１歳未満の小児。

（船内巡視）

第２２条　船長は、旅客区域その他必要と認める場所を乗組員に巡視させ、次に掲げる事項を確認すること。

(1)　法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況

(2)　その他異常の有無

２　船長は、前項の巡視を行ったときは、次に掲げる事項を巡視記録簿に記録し、運航管理者に報告すること。

(1)　巡視日時、巡視内容及び巡視結果

(2)　巡視を行った者

(3)　異常を発見したときの措置

(4)　その他必要な事項

３　運航管理者は、前項の巡視記録簿を所属する営業所に１年間保存すること。

（機器点検）

第２３条　船長は、入港着桟前等の入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。

（運航基準第5条関係）

| | |
|---|---|
| 事業者名 | ジャンボフェリー株式会社 |
| 航路名 | 庵治～大島航路（特定四国第10号） |

# 運航の可否判断の手順

## 1．発航前に、発航中止条件のいずれかに違しているか又は違するおそれがあるかを確認

● 発航中止条件（運航基準第2条）

| 港・地点名 | 対象船舶 | 風速<br>（情報入手元） | 波高<br>（情報入手元） | 視程<br>（情報入手元） |
|---|---|---|---|---|
| 庵治港 | 全船 | 10 m/s以上<br>海の安全情報<br>庵治事務所 | 1.0 m以上<br>海の安全情報<br>庵治事務所 | 500 m以下<br>海の安全情報<br>庵治事務所 |
| 大島港 | BARCA SOLARE<br>BARCA EOLICA<br>べんてん | 10m/s以上<br>海の安全情報<br>大島青松園 | 1.0 m以上 | 500 m以下 |
| | しゃるまん | 13m/s以上<br>海の安全情報<br>大島青松園 | 海の安全情報<br>大島青松園 | 海の安全情報<br>大島青松園 |
| 庵治水道海域上 | 全船 | 13 m/s以上<br>海の安全情報<br>備讃瀬戸海上交通センター | 1.5 m以上<br>海の安全情報<br>備讃瀬戸海上交通センター | 500 m以下<br>海の安全情報<br>備讃瀬戸海上交通センター |

※大島港においては全船、浮桟橋と固定桟橋に適用するが、「しゃるまん」使用時における風速１０m/ｓ以上の場合は固定桟橋のみを使用するものとする。

● 手順

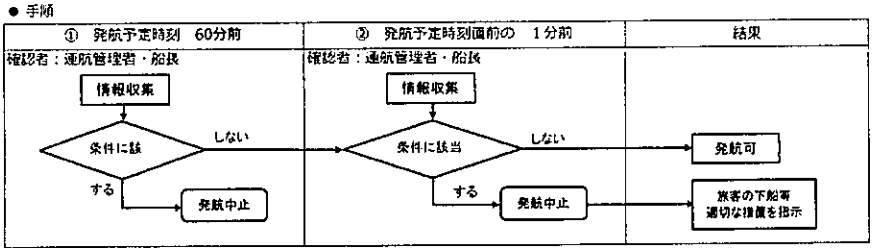


## 2．航行中に、航行中止条件のいずれかに違しているか又は違するおそれがあるかを確認

● 航行中止条件（運航基準第３条）

| 港・地点名 | 風速<br>（情報入手元） | 波高<br>（情報入手元） | 視程<br>（情報入手元） |
|---|---|---|---|
| 庵治水道海域上 | 13 m/s以上<br>海の安全情報<br>備讃瀬戸海上交通センター | 1.5 m以上<br>海の安全情報<br>備讃瀬戸海上交通センター | ５００m以下<br>海の安全情報<br>備讃瀬戸海上交通センター |

● 手順

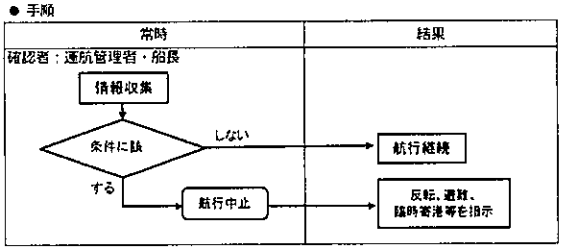


## 3．航行中に、入港中止条件のいずれかに違しているか又は違するおそれがあるかを確認

● 入港中止条件（運航基準第４条）

| 港・地点名 | 対象船舶 | 風速<br>（情報入手元） | 波高<br>（情報入手元） | 視程<br>（情報入手元） |
|---|---|---|---|---|
| 庵治港 | 全船 | 10 m/s以上<br>庵治事務所 | 1 m以上<br>庵治事務所 | 500 m以下<br>庵治事務所 |
| 大島港 | BARCA SOLARE<br>BARCA EOLICA<br>べんてん | 10m/s以上<br>大島青松園 | 1 m以上 | 500 m以下 |
| | しゃるまん | 13m/s以上<br>大島青松園 | 大島青松園 | 大島青松園 |

※大島港においては全船、浮桟橋と固定桟橋に適用するが、「しゃるまん」使用時における風速１０m/ｓ以上の場合は固定桟橋のみを使用するものとする。

● 手順

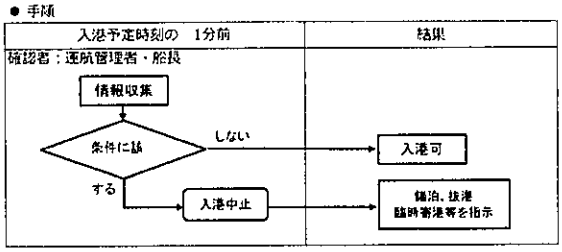

# 作　業　基　準

令和８年７月１５日
ジャンボフェリー株式会社
＜特定旅客定期航路事業＞
庵治～大島航路

目　　次

第１章　総則
第２章　作業体制
第３章　乗下船作業
第４章　危険物等の取扱い

## 第１章　　総則

（目的）

第１条　この基準は、安全管理規程に基づき、庵治～大島航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

## 第２章　　作業体制

（陸上作業体制）

第２条　船長は、陸上作業員を指揮して、乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。

（１）船舶離着岸時の綱取り、綱放し　　綱取係（1人）
（２）乗下船する旅客の誘導　　旅客係（１人）
（３）タラップ等陸上施設の操作　　操作係（１人）
（４）乗船待機中の旅客の誘導　　整理係（１人）

２　運航管理者は、作業員の中から陸上作業指揮者を指名すること。

３　陸上作業指揮者は、運航管理者の指揮の下、第1項に掲げる陸上作業を指揮すること。

（船内作業体制）

第３条　船長は、船内作業について、次のとおり作業員を配置すること。

（１）乗下船する旅客の誘導　　旅客係（1人）
（２）船舶の離着岸時における旅客乗降用施設の操作　　操作係（１人）

２　船長は、作業員の中から船内作業指揮者を指名すること。

３　船内作業指揮者は、船長の指揮の下、第1項に掲げる船内作業を指揮すること。

## 第３章　　乗下船作業

（乗船待ちの旅客の整理）

第４条　旅客係員は、乗船待ちの旅客等が船舶の離着桟作業、乗降用施設等の操作により危害を受けないよう、所定の場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。

２　旅客係員は、乗船待ちの旅客を行先地別等に区分し、下船する旅客の通行に支障とならないよう所定の場所に待機させる。

（乗船準備作業）

第５条　削除

（旅客の乗船）

第６条　旅客の乗船は、原則として離岸５分前とする。

２　離岸５分前になったときは、船内作業員は舷門を開放し、陸上作業員に旅客の乗船を開始するよう合図する。

３　陸上作業員は旅客を乗船口に誘導する。

４　陸上作業員及び船内作業員は、乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、それぞれ運航管理者及び船長に報告する。

（車両の積込み）

第７条　削除

（車両の積付け等）

第８条　削除

（車止め及び固縛装置取り付け作業等）

第９条　削除

（離岸準備作業）
第１０条　削除

（離桟作業）
第１１条　陸上作業指揮者は、離桟準備作業完了後、適切な時期に出港を放送させる（発航の合図をさせる。）とともに見送人等が離桟作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離桟に支障ないことを確認して、その旨を船内作業指揮者に連絡し、綱取係員を所定の位置に配置する。
２　陸上作業指揮者は、船長の指示により綱取係員を指揮して迅速、確実に係留索を放す。

（車両区域の立入制限）
第１２条　削除

（着桟準備作業）
第１３条　削除

（着桟作業）
第１４条　削除

（係留中の保安）
第１５条　船長及び運航管理者は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法並びにタラップ及び係留索の保安に十分留意する。

（下船準備作業）
第１６条　削除

（旅客の下船）
第１７条　船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨を陸上作業員及び船内作業員に合図する。
２　船内作業員は、陸上作業員と協力してタラップを架設し、架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させ、下船完了後、舷門を閉鎖し、船長に報告する。

（車両の陸揚げ）
第１８条　削除

（下船の終了）
第１９条　削除

（車両の積込み等の中止）
第２０条　削除

（はしけ取り作業）
第２１条　削除

## 第４章　　危険物等の取扱い

（危険物等の取扱い）
第２２条　危険物の取扱いは、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令に定めるところによるほか次によるものとする。

(1) 危険物の取扱いは、行わないこととする。

2　刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品（以下「刀剣等」という。）の取扱いは、次によるものとする。

(1)　船内作業指揮者は、刀剣等の運送の申込があったときは、直ちに、運航管理者に当該刀剣等の品名及び数量を報告すること。

(2)　運航管理者は、報告のあった当該刀剣等について、運送を拒絶し、又は一定の条件を付して運送を引き受けるよう陸上作業指揮者に指示すること。ただし、運送を引受ける場合であっても原則として客室に持込むことは拒絶しなければならない。

3　陸上作業指揮者又は船内作業指揮者は、旅客の手荷物及び小荷物その他の物品が前２項に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて、運送申込人の立合いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。

4　船長及び陸上作業指揮者は、前項の措置を講じたときは、直ちに、当該措置を運航管理者に報告するものとする。

以下空白

# 事　故　処　理　基　準

令和８年７月１５日
ジャンボフェリー株式会社
＜特定旅客定期航路事業＞
庵治～大島航路

目　　次

第１章　総則
第２章　事故等発生時の連絡
第３章　事故の処理等
第４章　非常対策本部の設置等

## 第１章　　総則

（目的）

第１条　この基準は、安全管理規程に基づき、事故・災害等が発生した場合の対応並びにその防止対策の検討及び実施に関する事項に係る基準を明確にし、もって人命の安全の確保と損害の軽減を図るとともに、輸送の安全の確保を図ることを目的とする。

（事故等の範囲）

第２条　この基準において、「事故」とは当社の運航中の船舶に係る(1)～(3)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び第２項の事態（以下「インシデント」という。）をいう。

(1)　旅客、乗組員、作業員等の死亡、行方不明又は負傷その他の人身事故の発生（疾病、不法行為によるものを除く。）

(2)　衝突（通常の運航で予定していない部位への接触を含む）、乗揚げ、火災、浸水、漂流、転覆、沈没、行方不明、機関停止等による自航不能の発生、その他救助を必要とする船舶の海難事故

(3)　不法行為（強取（乗っ取り）、殺人、傷害、暴行、脅迫、危険物所持等）による運航の阻害

２　この基準において、「インシデント」とは、旅客の輸送に従事する船舶における前項の事象に至るおそれのある次に掲げる事態をいう。

(1)　機関不良又は船舶へ装備された機器・装置等の故障により通常の運航が阻害された事態

(2)　避難港へ入港するに至った事態

(3)　航行中において、岸壁又は他の船舶等との衝突を回避するため、乗組員が緊急の操作を行った事態

(4)　離着岸作業中の係船索の破断

(5)　その他の前項の事象に至るおそれがあると認められる事態

(6)　前各号に掲げるもののほか、所轄地方運輸局が特に必要と認めて報告を指示したもの

（準用）

第３条　本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

## 第２章　事故等発生時の連絡

（非常連絡）

第４条　事故等発生時の連絡は、第６条の非常連絡事項について、判明したものから逐次行う。ただし、インシデントの場合は、被害発生にまで及ばないことを見極めた上、速やかに、その状況を連絡する。

２　船長の海上保安官署等への連絡は、初動時は「118番」による。以後、別表「官公署連絡表」により最寄りの海上保安官署等に行うものとする。

３　運航管理者による海上保安官署等、所轄地方運輸局その他必要な者への連絡は、電話（メール又はFAXを含む。）又は口頭による。

４　運航管理者は、第６条の非常連絡事項を記載した報告様式を船舶及び事務所に備え置くものとする。

（非常連絡表等）

第５条　連絡すべき者の名称又は氏名、連絡先を記載した非常連絡表は、別表のとおりとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸局等及び海上保安部等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

（非常連絡事項）

第６条　事故等発生時に連絡すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)　全事故等に共通する事項

①　船名
②　日時
③　場所
④　事故等の種類
⑤　死傷者の有無
⑥　救助の要否
⑦　当時の気象・海象・水象

(2)　事故等の態様による事項

| | 事故等の種類 | 連絡事項 |
|---|---|---|
| a | 衝突 | ①　衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況）<br>②　船体、機器、車両の損傷状況<br>③　浸水の有無（あるときはｄ項）<br>④　流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）<br>⑤　自力航行の可否<br>⑥　相手船の船種、船名、総トン数、（用）船主・船長名（できれば住所、連絡先）<br>－　船舶衝突の場合<br>⑦　相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等）<br>－　船舶衝突の場合 |
| b | 乗揚げ | ①　乗揚げの状況（乗揚げ時の針路、速力、海底との接触箇所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等）<br>②　船体周囲の水深、底質及び付近の状況<br>③　潮汐の状況、船体に及ぼす風潮及び波浪の影響<br>④　船体、機器、車両の損傷状況<br>⑤　浸水の有無（あるときはｄ項）<br>⑥　離礁の見通し及び陸上からの救助の可否<br>⑦　流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置） |
| c | 火災 | ①　出火場所及び火災の状況<br>②　出火原因<br>③　船体、機器、車両の損傷状況<br>④　消火作業の状況<br>⑤　消火の見通し |
| d | 浸水 | ①　浸水箇所及び浸水の原因<br>②　浸水量及びその増減の程度<br>③　船体、機器、車両の損傷状況<br>④　浸水防止作業の状況<br>⑤　船体に及ぼす風浪の影響<br>⑥　浸水防止の見通し<br>⑦　流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置） |
| e | 不法行為（強取、殺人、傷害、暴行等） | ①　事件の種類<br>②　事件発生の端緒及び経緯<br>③　被害者の氏名、被害状況等<br>④　被疑者の人数、氏名等<br>⑤　被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等<br>⑥　措置状況 |

| | | |
|---|---|---|
| f | 人身事故（行方不明を除く） | ①　事故の発生状況<br>②　死傷者数<br>③　発生原因<br>④　負傷の程度<br>⑤　応急手当の状況<br>⑥　緊急下船の必要の有無 |
| g | 旅客、乗組員等の行方不明 | ①　行方不明が判明した日時及び場所<br>②　行方不明の日時、場所及び理由（推定）<br>③　行方不明者の氏名等<br>④　行方不明者の遺留品等 |
| h | その他の事故 | ①　事故の状況<br>②　事故の原因<br>③　措置状況 |
| i | インシデント | ①　インシデントの状況<br>②　インシデントの原因<br>③　措置状況 |

## 第３章　　事故の処理等

（船長のとるべき措置）

第７条　事故等発生時に、船長が旅客の安全、船体の保全のために講ずべき措置は、次に掲げるとおりとする。

(1)　損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
(2)　事故の状況及び講じた措置、並びに当該講じた措置への助言を求め、援助を必要とするか否かについての第５条の連絡先に対する連絡
(3)　負傷者に対する早急な救護
(4)　連絡方法の確立（船内及び船外）
(5)　旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
(6)　二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施
(7)　不法行為の場合は、不法行為者の隔離又は監視、説得

（運航管理者のとるべき措置）

第８条　事故等発生時に、運航管理者が旅客の安全、船体の保全のために講ずべき措置は、次に掲げるとおりとする。

(1)　事故の実態及び船長が講じた措置の把握
(2)　前号で把握した内容についての第５条の連絡先に対する連絡
(3)　救難に必要な情報の収集及び分析
(4)　行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船等の手配
(5)　必要人員の派遣及び必要物資の補給等
(6)　船長に対する必要事項の連絡及び助言
(7)　医師、病院、宿舎の手配等の旅客の救護のための措置
(8)　旅客の氏名の確認及びその連絡先への通知

（運航管理者の指揮する事故処理組織）

第９条　非常対策本部を設置する場合以外の運航管理者が行う事故の処理に必要な組織は次のとおりとする。

事故処理組織表

| | 職　務 |
|---|---|
| | |
| 運航管理者 | 総指揮 |
| 救難対策部<br>船舶部長<br>業務部長 | 事故の実態の把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施、その他救護に必要な事項に関すること。 |
| 旅客対策部<br>営業部長<br>企画開発部長 | 旅客及び被害者の把握、被災者の救護、欠航便の旅客処理、その他旅客（車両）対策に関すること。 |
| 庶務対策部<br>総務部長<br>経理部長 | 被災者の近親者への連絡及び世話、報道関係者の応接（発表を除く。）、救援関係物資の調達・補給、その他庶務に関すること。 |

2　運航管理者は、事故の種類、規模に応じて前項の組織又は要員を変更することができる。

3　事故処理組織の要員として指名された者は、事故処理に関する運航管理者の指揮に従わなければならない。

4　運航管理者は、非常対策本部が発動されることとなった場合は、それが確立されるまでの間、本条による組織で事故処理を継続し、これを円滑に引継がなければならない。

（医療救護の連絡等）

第10条　船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は別表「医療機関連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

（現場の保存）

第11条　船長及び運航管理者は、事故の処理後、関係海上保安官署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

（事故調査委員会）

第12条　事故の原因及び事故処理の適否を調査するため、事故調査委員会を設置する場合の組織及び編成は、原則として次のとおりとする。

事故調査委員会

| | 職名 |
|---|---|
| 委員長 | 経営の責任者 |
| 副委員長 | 安全統括管理者・運航管理者 |
| 委員 | 船舶部長・業務部長・営業部長・企画開発部長・総務部長<br>経理部長・次席運航管理者・三席運航管理者（関係航路） |

## 第４章　　非常対策本部の設置等

（組織及び編成）

第13条　非常対策本部の組織及び編成は、次のとおりとする。

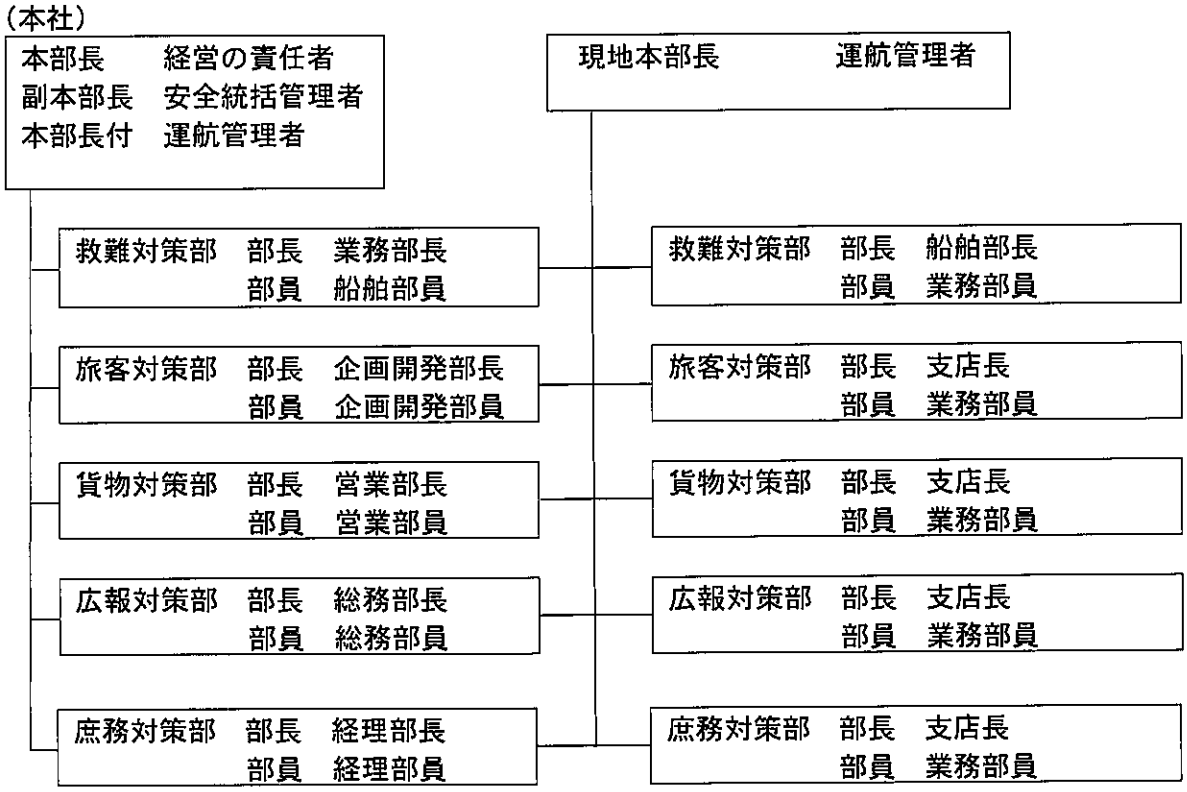


（職務分掌）

第14条　非常対策本部（以下「本部」という。）の要員の職務及び各対策部の所掌業務は次のとおりとする。

1　本社本部員の職務

| 職名 | 職務 |
|---|---|
| 本部長 | 本部長は、事故処理の基本方針を定め事故処理業務全般を統轄し、本部員を指揮、監督する。 |
| 副本部長 | 副本部長は、本部長の定める事故処理の基本方針に従い、各部の事故処理業務を調整し、部下職員を指揮して本部長を補佐するとともに、本部長が指揮をとれない場合は、その職務を代行する。 |
| 本部長付 | 本部長付は、本部長の諮問に応じ事故処理の基本方針の策定に参画するとともに事故処理に関する本部長の特命事項の処理並びに本社及び現地の事故処理の実施についての助言及び支援を行い、本部長を補佐する。 |
| 各対策部長 | 各対策部長は、部員を指揮して所管の事故処理業務を実施し、業務の進捗状況について逐次本部長に報告する。 |
| 対策部員 | 各対策部員は、各対策部長の命を受け、所管の事故処理業務を実施する。 |

2　現地本部員の職務

| 職名 | 職務 |
|---|---|
| 現地本部長 | 現地本部長は、事故処理の基本方針に基づき現地処理方針を定め、現地の各対策部長を指揮して現地における事故処理業務を統轄し、業務の進捗状況について逐次本部長に報告する。 |
| 現地各対策部長 | 各対策部長は、部員を指揮して所管の事故処理業務を実施し、業務の進捗状況について現地本部長に報告する。 |
| 現地対策部員 | 1の「対策部員」の職務に同じ。 |

3　各対策部の所掌

| | |
|---|---|
| 救難対策部 | ①　事故の実態の把握並びに救難に必要な情報の収集、分析及び整理に関すること。<br>②　救難計画の立案及び実施に関すること。<br>③　船長への連絡及び指示に関すること。<br>④　関係機関への手配及び連絡に関すること。<br>⑤　その他救難に必要な事項に関すること。 |
| 旅客・貨物・広報対策部 | ①　旅客名簿の作成に関すること。<br>②　被災者の身元の確認及び被災者の名簿の作成に関すること。<br>③　被災者の近親者への事故の発生通知に関すること。<br>④　死傷者に対する応急措置及び救護に関すること。<br>⑤　被災者及び被災者の近親者の世話に関すること。<br>⑥　欠航便の旅客処理に関すること。<br>⑦　運賃の払い戻しに関すること。<br>⑧　旅客に係る補償に関すること。<br>⑨　その他旅客対策に関すること。<br>⑩　車両、貨物、手小荷物及び郵便物のリストの作成に関すること。<br>⑪　車両、貨物、手小荷物及び郵便物の損傷及び紛失の状況の把握に関すること。<br>⑫　車両、貨物、手小荷物及び郵便物の引き渡しに関すること。<br>⑬　車両、貨物、手小荷物等に係る補償に関すること。<br>⑭　その他貨物対策に関すること。<br>⑮　各種情報の収集及び整理並びに事故対策関係者への情報の伝達に関すること。<br>⑯　被災者の近親者等への事故情報の提供に関すること。<br>⑰　報道関係者への事故情報の提供及び便宜供与に関すること。<br>⑱　その他事故に係る広報に関すること。 |
| 庶務対策部 | ①　対策本部の編成に関する社内への周知及び本部の設営に関すること。<br>②　見舞い及び弔意に関すること。<br>③　本部の経理に関すること。<br>④　本部要員の健康管理に関すること。<br>⑤　その他庶務に関すること。 |

# 地震防災対策基準

令和８年７月１５日
ジャンボフェリー株式会社
＜特定旅客定期航路事業＞
庵治～大島航路

目　　次

第１章　総則
第２章　防災体制及び情報伝達
第３章　点検及び整備
第４章　船舶の運航中止及び避難等
第５章　教育、訓練及び広報

## 第１章　　総則

（目的）

第１条　この基準は、安全管理規程に基づき、地震が発生した場合又は津波警報等が発せられた場合に実施する措置並びに地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定め、地震防災対策を迅速かつ的確に実施し、人命の安全確保と被害の軽減を図ることを目的とする。

（地震防災対策実施上の基本方針）

第２条　地震防災対策は、次に掲げる基本方針のもとに、原則として次章以下に定めるところにより実施するものとし、これによることが不適当な不測の事態が生じた場合には、事態に即応した最善の措置をとるものとする。

⑴　人命の安全確保を最優先とする。

⑵　関係機関と相互に密接な連携をとりつつ全力をあげて対処する。

（適用）

第３条　この基準は、当社が営む航路のうち次の航路に適用する。

⑴　　庵治～大島航路

## 第２章　　防災体制及び情報伝達

（地震防災対策組織の設置）

第４条　地震が発生した場合（小さな揺れで、運航等に支障がないと判断できる場合を除く。）又は津波警報等が発せられた場合（以下「地震発生時等の場合」という。）には、地震防災対策組織（以下「対策組織」という。）を設置するものとし、その組織及び編成を別図１のとおりとする。

（職務及び権限の委任）

第５条　対策組織の要員の職務は、別図２のとおりとする。

（情報の伝達経路）

第６条　地震等に関連する情報の伝達経路は、別図３のとおりとする。

２　運航管理者（本社、支店の地震防災対策部長）と船長との連絡は、IP無線、衛星電話、FAX、携帯電話、SNSにより行う。

（旅客に対する情報の伝達）

第７条　本社及び支店の旅客対策部長並びに船長は、地震等に関連する情報を乗船待合所の旅客及び船内の旅客に対し、速やかに伝達し周知する。

２　地震等に関連する情報の伝達にあたっては、次の事項に留意し、旅客の混乱を招かないよう配慮する。

⑴　ラジオ又はテレビ等により情報を確認し正確を期するとともに、旅客が直接ラジオ又はテレビ等を視聴できるよう考慮する。

⑵　船舶の運航方針等をあわせ伝達する。

⑶　市町村長等から居住者等に対する避難指示が出ている場合には、避難場所、避難経路その他避難の要領を教示する。

⑷　非常の場合の避難要領、救命胴衣の格納場所及び着用方法等を周知・徹底する。

## 第３章　　点検及び整備

（平常時の点検及び整備）

第８条　運航管理者及び船長は、あらかじめ起終点又は寄港地及びその周辺の海域並びに第11条に定める避難予定海域及び避難予定港湾につき、海図をはじめ、事前に把握しうる津波に関する情報、港湾施設の状況、漁具の設置状況等の資料を収集し、船内その他の必要な場所に備え付けておくものとする。

2　船長は、発航前に食料、飲料水、燃料等を点検し、運航を中止した場合に、これらが数日間の海上への避難又は避難予定港への航行に十分であることを確認し、必要に応じ補給しておくものとする。
3　運航管理者及び船長は、情報の収集及び確認のため船内その他の必要な場所にラジオを備え付け、常に使用可能な状態に整備しておくものとする。

（津波警報発令時等の場合の点検及び整備）
第９条　船長は、津波警報等が発せられたことを知った場合には、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕があり、かつ、避難に要する時間を十分確保できる場合には、船体、機関、救命・消防設備等の点検を行い、特に船内移動物の固縛及び危険物の保管に万全を期するものとする。

## 第４章　船舶の運航中止及び避難等

（運航中止）
第10条　地震発生時等の場合は、原則として直ちに運航を中止する。ただし、地震等の影響を受けるおそれのない安全な港へ向けて航行中若しくは直ちに安全な港へ向けて出港しようとしている場合はこの限りではない。

（運航中止後の船舶の避難及び保安）
第11条　第10条の規定に従い運航を中止した時点において、着桟中の場合は安全を確認し、旅客の取扱い（乗下船の必要性等。以下同じ。）を判断したうえで、下記(1)から(3)のいずれか、また、航行中の場合は直ちに、下記(1)又は(2)のいずれかにより避難及び保安措置を講ずる。
(1)　概ね航行する他船の交通の妨げとならず、かつ、津波による被害のおそれのない広い海域へ避難し、航走、漂泊又は錨泊のうえ所要の保安措置を講ずる。港においては安全な場所で本船を係船ロープで頑丈に固縛する。
(2)　庵治港又は大島港のうち、次の全ての事項が確認できる港へ避難する。この場合にあっては、状況変化に対応しいつでも移動、避難できるよう、航海要員を配置し、機関用意をしておくものとする。
イ　津波警報等が発令されていないこと。
ロ　海上保安庁による交通規制（入港の制限又は避難の勧告）がなされていないこと。
ハ　港湾管理者による港湾施設の使用制限がなされていないこと。
ニ　市町村長等による居住者等に対する避難指示がなされていないこと。
(3)　係留を継続する場合には、タラップをはずし係留索の張り合わせ、増取りをするとともに防舷材の補強等を施し、錨の投入等係留を強化するなど十分な保安措置を講ずるものとする。

（運航中止後の旅客の取扱い）
第12条　運航を中止し、旅客を下船させた場合又は乗船させない場合であって、当該港について市町村長等の居住者等に対する避難指示がなされている等、旅客の避難が必要とされるときの避難要領については、別紙に定めるところによる。

（避難先等の通報）
第13条　船長は、第11条により避難した場合には、速やかに地震防災対策部長に対し、避難位置、避難後の状況等を通報するとともに、以後の連絡を密にするものとする。また、地震防災

対策部長は、これを運輸局等その他の関係機関へ別表「地震防災対策実施状況通報機関一覧表」により通報するものとする。

（避難時の留意事項）

第14条　第11条による避難を行う場合には、次の事項に留意し、万全の保安措置を講ずるものとする。

(1)　他の避難船等も多く、混雑が予想されるので衝突等を避けるため、操船には慎重を期すること。

(2)　狭い水道や港口付近を航行中津波が来襲すると圧流による偏位や舵効の変更のため乗揚、衝突等の危険も考えられるので、見張、船位確認の徹底、機関用意、錨用意等十分な保安措置を講ずること。

(3)　錨泊中津波が来襲すると振回りや走錨による他船との接触や乗揚等の危険も考えられるので、錨鎖の伸長、第二錨の使用、機関用意等の措置をとること。

（運航の再開）

第15条　第10条により運航を中止した船舶は、津波警報等が発せられている場合にはこれが解除され、かつ、使用港湾につき安全が確認される等運航再開に支障がないと認められた場合には運航を再開する。

（地震発生後の旅客の下船）

第16条　第11条により旅客を乗船させたまま海上へ避難した場合であって、地震が発生し、津波が去った後、第15条による確認ができず、短時間で運航を再開する見込みがない場合には、港湾施設の損傷状況、水深等を慎重に確認し、安全な港へ入港して旅客を下船させる等の措置を講ずるものとする。この場合において、津波は、必ずしも第１波が最大振幅をもって来襲するとは限らないということに留意するものとする。

（発災後の措置）

第17条　旅客、乗組員、船舶等に被害が生じたときは、事故処理基準の定めるところにより措置するものとする。

## 第５章　　教育、訓練及び広報

（地震防災に関する教育及び訓練）

第18条　運航管理者は、船舶部等と協力して、当社単独に又は関係機関若しくは関係事業者と共同して地震防災に関する教育及び訓練を計画的に実施するものとする。

２　地震防災に関する教育については、特に次に掲げる事項に重点をおいて実施するものとする。

(1)　地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

(2)　地震及び津波に関する一般的な知識

(3)　地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

(4)　職員等が果たすべき役割

(5)　地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

(6)　今後地震対策として取り組む必要がある課題

３　地震防災に関する訓練は、特に次の事項に重点をおいて実施するものとする。

(1)　地震等に関する情報の収集、伝達

(2)　従業員、旅客等の避難に関する事項
(3)　旅客に対する広報
(4)　資機材等の点検

（地震防災に関する広報）
第19条　総務部長は、地震発生時等の場合の運航及び避難に関する計画、下船した旅客の避難場所、避難経路等を示す図面等をあらかじめ乗船待合所に掲示しておくとともに、これらを記載したパンフレットを船内その他の場所に備え付けておくものとする。

（別添）主要施設の位置図
（別添）航路図

以下空白

別図１

地震防災対策組織編成表

## 地震防災対策本部

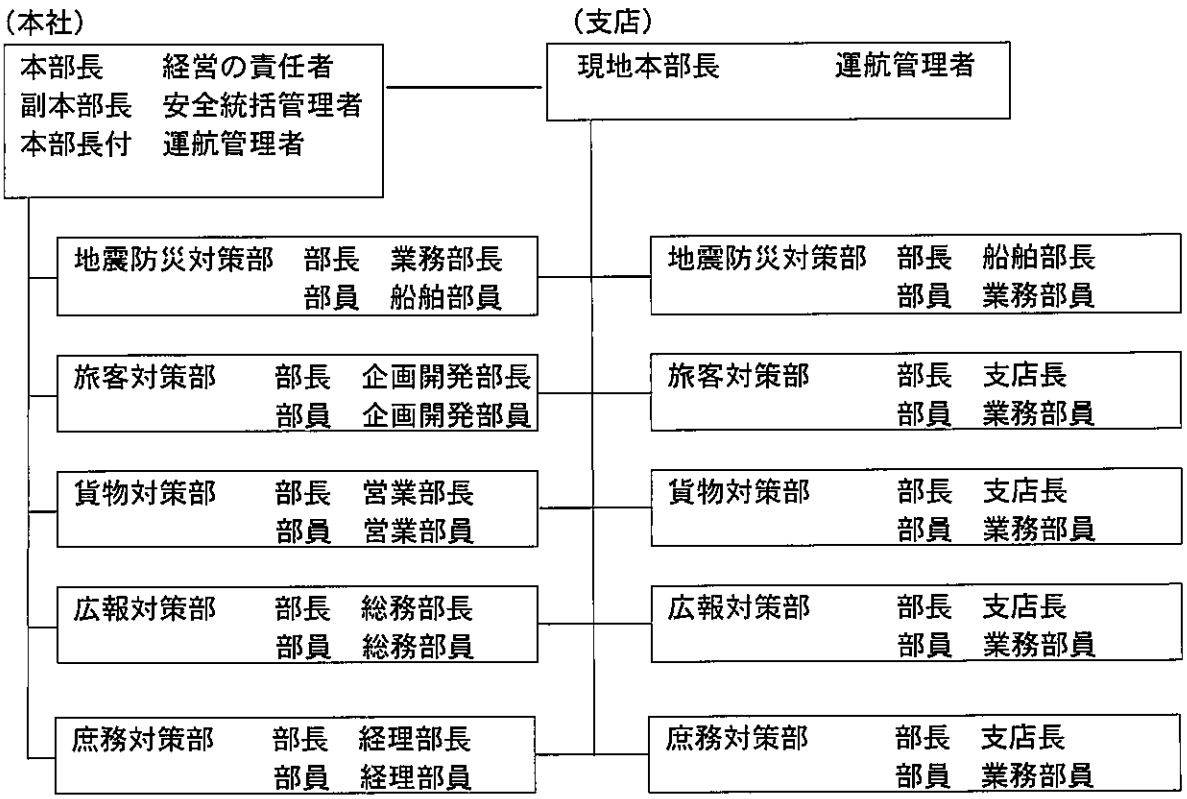

別図２

地震防災対策組織の要員の職務

(1)　本社地震防災対策本部員の職務

| 職名 | 職務 |
|---|---|
| 本部長 | 本部長は、地震防災対策の実施方針を定め、その全般を統轄し、本部員を指揮・監督する。 |
| 副本部長 | 副本部長は、本部長を補佐し、各部の業務の調整を図る。 |
| 本部長付 | 本部長付は、本部長の諮問に応じ地震防災対策の実施方針の策定に参画するとともに本部長の特命事項の処理及び本社、支店等での対策の実施につき助言及び支援を行い、本部長を補佐する。 |
| 地震防災対策部長 | 1　地震等に関連する情報の収集、整理及び伝達を行う。<br>2　使用港湾（運航中止後の避難予定先の港湾及び海域を含む。）における交通規制、港湾施設の使用制限、市町村長等による避難の指示等の状況を調査する。<br>3　船長との連絡を確保し、運航中止、避難等に関し船長との協議にあたるとともに、船長に対する支援を行う。 |
| 旅客・貨物・広報対策部長 | 1　乗船待合所の旅客に対し、地震等に関連する情報を伝達、周知するとともに、今後の運航予定を説明する。<br>2　市町村長等の避難指示がなされた場合には、旅客に対しこれを伝達及び周知するとともに、円滑な避難がなされるよう措置する。<br>3　その他旅客の応急救護等その安全を確保し、混乱を防止する措置を講ずる。 |
| 庶務対策部長 | 1　地震防災対策に必要な資機材等の整備、点検及び手配を行う。<br>2　社屋その他の使用施設の防災措置を行う。 |
| 各部員 | 各部員は、所属部長の命を受け、地震防災対策を実施する。 |

(2)　支店地震防災対策本部員の職務

| 職名 | 職務 |
|---|---|
| 現地本部長 | 現地本部長は、支店における地震防災対策を統轄し、支店本部員を指揮・監督する。 |
| 地震防災対策部長 | 本社地震防災対策部長の職務のうち当該支店に係るものを行う。 |
| 旅客・貨物・広報対策部長 | 本社旅客・貨物・広報対策部長の職務のうち当該支店に係るものを行う。 |
| 庶務対策部長 | 本社庶務対策部長の職務のうち当該支店に係るものを行う。 |
| 支店各部員 | 各部員は、所属部長の命を受け地震防災対策を実施する。 |

2　対策本部の要員は、地震発生時等の場合には、ラジオ又はテレビ等によりこれを確認するとともに、速やかに本社又は支店に集合するものとする。

3　本社本部長又は現地本部長が不在又は連絡不能であってその職務を遂行できない場合には、第４条の「地震防災対策組織編成表」（別図１）に明示する権限委任の順位に従い、業務に従事することができる者のうち、上位の者が、その職務を代行する。

別図３

情報の伝達経路

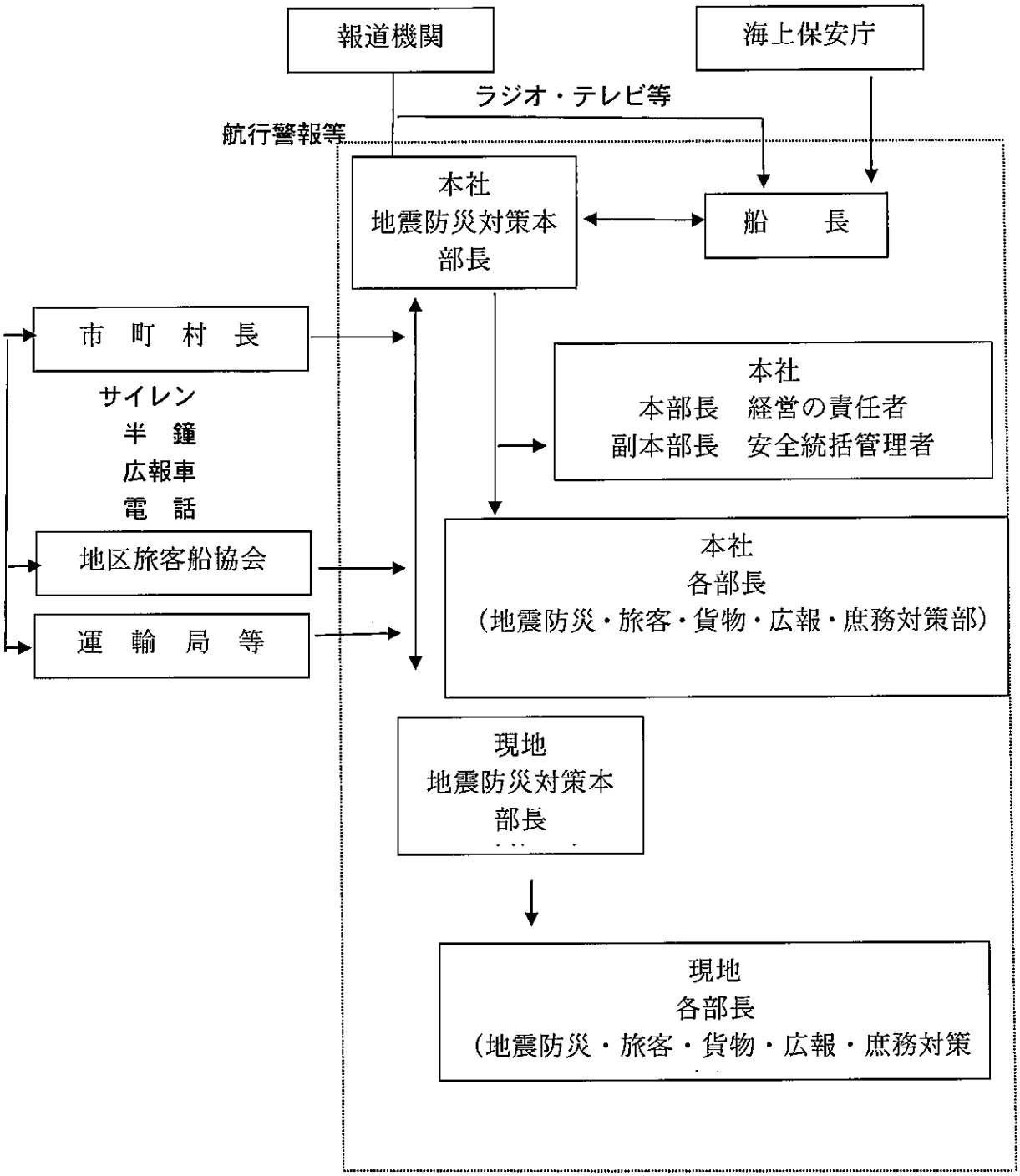
報道機関
海上保安庁
ラジオ・テレビ等
航行警報等
本社
地震防災対策本
部長
船　　長
市　町　村　長
サイレン
半　鐘
広報車
電　話
地区旅客船協会
運　輸　局　等
本社
本部長　経営の責任者
副本部長　安全統括管理者
本社
各部長
（地震防災・旅客・貨物・広報・庶務対策部）
現地
地震防災対策本
部長
現地
各部長
（地震防災・旅客・貨物・広報・庶務対策